

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月26日
【事業年度】	第16期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社インボイス
【英訳名】	I N V O I C E I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高添 俊幸
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目1番23号
【電話番号】	03-5440-3311（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 広田 祐司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目1番23号
【電話番号】	03-5440-3311（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 広田 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第16期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社では、当社グループ全体の現在の状況および今後の展望などを踏まえ、平成19年3月期より、株主還元策の内容を刷新し、配当政策を当期個別業績に応じた安定配当を基本として、一過性の特殊要因による大幅な業績変動などを総合的に勘案した上で配当金額を決定することといたしました。

これに基づき、当期（平成20年3月期）の期末配当金につきましては、1株あたり100円であります。現在当社は、平成20年2月25日に発表しておりますとおり、グループ企業価値の最大化を図ることを目的として、組織のスリム化の実現など、グループ全体の迅速な経営効率化に向けた施策を実施し、グループ経営の再編を進めております。

このような状況の中で、グループ経営の再編による一定の成果を得られるまでの期間におきましては、財務体質の強化および内部留保の重要性を勘案し、個別業績連動型の配当方針とさせていただきます、個別業績に基づく配当性向を50%として、配当を実施していく予定であります。また、次期（平成21年3月期）の期末配当金につきましても、上述配当政策に則り、1株あたり44円を予定しております。

なお、当社は、「会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款第39条に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成20年6月25日定時株主総会決議	1,129,656	100

(訂正後)

当社では、当社グループ全体の現在の状況および今後の展望などを踏まえ、平成19年3月期より、株主還元策の内容を刷新し、配当政策を当期個別業績に応じた安定配当を基本として、一過性の特殊要因による大幅な業績変動などを総合的に勘案した上で配当金額を決定することといたしました。

これに基づき、当期（平成20年3月期）の期末配当金につきましては、1株あたり100円であります。現在当社は、平成20年2月25日に発表しておりますとおり、グループ企業価値の最大化を図ることを目的として、組織のスリム化の実現など、グループ全体の迅速な経営効率化に向けた施策を実施し、グループ経営の再編を進めております。

このような状況の中で、グループ経営の再編による一定の成果を得られるまでの期間におきましては、財務体質の強化および内部留保の重要性を勘案し、個別業績連動型の配当方針とさせていただきます、個別業績に基づく配当性向を50%として、配当を実施していく予定であります。また、次期（平成21年3月期）の期末配当金につきましても、上述配当政策に則り、1株あたり44円を予定しております。

なお、当社は、「会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる。」旨を定款第39条に定めておりますが、配当回数は、期末配当の年1回とする基本方針であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成20年6月25日定時株主総会決議	1,129,656	100